

申命記 44回

「諸々の規定(12)」

申 22:13~30 (朗読: 22:13~21)

1. はじめに

(1) 第2の説教: 契約に基づく義務

③律法の解説と日常生活への適用(12:1~26:15)

(2) 「律法の解説と日常生活への適用」は、律法の各論的解説とその適用である。

①この箇所を12項目に分割して説明している。

②第11の項目: 諸々の規定(21:1~25:19)

③諸々の規定の中には34の細かい項目がある。

④今回は(12)を取り上げる。

*これらの規定が与えられている理由を考えると、霊的に成長する。

2. メッセージのアウトライン

(12) 結婚関係(22:13~30)

①結婚してから処女性を疑われた女(13~19節)

②処女でなかったことが明らかになった女(20~21節)

③既婚の女との姦淫(22節)

④婚約中の女と町で寝た男(23~24節)

⑤婚約中の女と野で寝た男(25~27節)

⑥処女と寝た男(28~29節)

⑦父の妻との結婚(30節)

3. 結論

(1) 神の目から見た結婚関係

(2) 現代のフェミニズム

諸々の規定の中の(12)「結婚を汚す罪」について学ぶ。

I. 結婚してから処女性を疑われた女(13~19節)

1. 13~14節

Deu 22:13 人が妻を迎えて彼女のところに入ったが、彼女を嫌い、

Deu 22:14 口実を設けて、「私はこの女を妻として近づいたが、処女のしるしを見なかった」と言って汚名を着せる場合、

(1) この規定は、結婚前の純潔の重要性を教えるために与えられたものである。

①結婚前の純潔が重要である理由

- *生まれて来る子どもが夫の実子であることを保証するため。
- *実子が持つ相続権が守られる。
- *家庭の安定性は、処女性を証明する「しるし」によって担保される。

②さらに、両親には自分の子どもに純潔の重要性を教える責務がある。

(2) この規定は、悪用される可能性がある。

- ①結婚後、妻の処女性を疑ったり、否定したりする男が出る可能性がある。
- ②「虚偽の非難をして、彼女の悪口を流し、」(新共同訳)
- ③妻に汚名を着せようとする理由は何か。
 - *なんらかの理由で、妻が嫌いになった。
 - *父親に支払った花嫁料を取り戻したい。
- ④娘の父と母には、娘を守るための道が用意された。

2. 15~17節

Deu 22:15 その娘の父と母はその娘の処女のしるしを取り、門のところにいる町の長老たちのもとにそれを持って行きなさい。

Deu 22:16 その娘の父は長老たちに、「私は娘をこの男に妻として与えましたが、彼は娘を嫌いました。

Deu 22:17 ご覧ください。彼は口実を設けて、『あなたの娘には処女のしるしを見なかった』と言いました。しかし、これが私の娘の処女のしるしです」と言って、町の長老たちの前にその衣を広げなさい。

(1) 娘の両親は、町の門のところにいる町の長老たちのもとに行く。

- ①その娘の父は、長老たちに訴えかける。
 - *「娘をこの男に妻として与えたが、彼は娘を嫌った」
 - *「彼は口実を設けて、『処女のしるし』を見なかったと言う」
 - *「しかし、自分は娘の処女のしるしを持って来た」
- ②そして、町の長老たちの前に布を広げる。
 - *しるしとは、血の付いた布である。
 - *花嫁が初夜に着ていた衣か初夜に使用したシーツ
 - *あるいは、結婚直前に月経があったことを証明する布
 - *今もベドウィンやイスラム教徒の中には、しるしを保存する者がいる。

3. 18~19節

Deu 22:18 その町の長老たちはこの男を捕らえて懲らしめ、

Deu 22:19 銀百シェケルの罰金を科し、その娘の父に与えなければならない。彼がイスラエルの一人の処女に汚名を着せたからである。彼女はその男の妻としてとどまり、その男は一生、彼女を離縁することはできない。

(1) しるしを確認した長老たちの責務

- ①この男を捕らえて懲らしめる(39回のむち打ちの刑であろう)。
- ②銀100シェケルの罰金を科し、その娘の父に与える。
*父親も名誉が傷を付けられたからである。
- ③100シェケルは、通常の花嫁料の2倍に相当する。
*申22:29は、50シェケルの花嫁料を命じている。
*これは、一般労働者の10年分の賃金に相当する。
- ④この罰金は、一人の処女に汚名を着せたことに対する罰である。
- ⑤厳しい罰則は、根拠のない訴えを抑制する効果を発揮したと思われる。

(2) この結婚関係は継続される。

- ①その男は一生、彼女を離縁することができない。
- ②彼女とその子どもたちの生活は、一生の間保障される。

II. 処女でなかったことが明らかになった女(20~21節)

1. 20~21節

Deu 22:20 しかし、もしこのことが真実であり、その娘に処女のしるしが見つからないなら、

Deu 22:21 その娘を父の家の入り口のところに連れ出し、町の人々は彼女に石を投げ、彼女を殺さなければならない。彼女が父の家で淫行をして、イスラエルの中で恥辱となることをしたからである。あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 処女のしるしが見つからない場合は、男の言うことが真実だと認定される。

- ①町の長老たちは、その娘を父の家の入り口のところに連れ出す。
- ②町の人々は彼女に石を投げて、彼女を殺す。
- ③その理由は、彼女が父の家で淫行を行ったからである。
- ④彼女は、イスラエルの中で恥辱となることをした。
- ⑤彼女を殺すことは、「あなたがたの中から悪い者を除き去る」ことである。

III. 既婚の女との姦淫(22節)

1. 22節

Deu 22:22 夫のある女と寝ている男が見つかった場合は、その女と寝ていた男もその女も、二人とも死ななければならない。こうして、あなたはイスラエルの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 夫のある女との姦淫の罪

- ① 男も女も、ふたりとも死ななければならない。
- ② 契約の民の中には、姦淫の罪を犯す者が居る場所はない。

(2) 死刑の方法

- ① ハムラビ法典は、姦淫をした男女を縛り、水の中に投げ込めと命じる。
* この規定が実行されたという記録はない。
- ② イエス時代のユダヤ教は、死刑の方法は石打の刑であると理解していた。
* 後代になると、これを絞首刑と理解する伝統が形成された。
* 実際にこの規定がどの程度実行されたかは、明らかではない。

IV. 婚約中の女と町で寝た男 (23~24 節)

1. 23~24 節

Deu 22:23 ある男と婚約中の処女の娘がいて、ほかの男が町で彼女を見かけて一緒に寝た場合、

Deu 22:24 あなたがたはその二人をその町の門のところに連れ出し、石を投げて殺さなければならない。その女は町の中にいながら叫ばなかったからであり、その男は隣人の妻を辱めたからである。こうして、あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい。

(1) 婚約中の処女の娘は、法的には結婚した妻とみなされる。

- ① ほかの男が彼女を見かけて一緒に寝た。
- ② 上記Ⅲのケース(既婚の女との姦淫)と同じである。
- ③ これは、死罪に値する深刻な罪である。

(2) 町の中での性的関係は、強姦ではなく姦淫と見なされる。

- ① 「町で彼女を見かけて」とある。
- ② 彼女は、大声を上げて助けを求めることができたはずである。
- ③ 町の中にいながら叫ばなかったのは、同意したという証拠になる。
- ④ 姦淫の罪を犯した2人は、死刑になる。
* 町の門のところに連れ出される。
* 石を投げて殺される。
* この場合も、実際にどの程度実行されたかは不明である。

V. 婚約中の女と野で寝た男 (25~27 節)

1. 25~27 節

Deu 22:25 もしある男が野で婚約中の娘を見かけ、彼女を捕まえて一緒に寝たなら、彼女と寝たその男だけが死ななければならない。

Deu 22:26 その娘には何もしてはならない。その娘には死刑に当たる罪過はない。この場合は、ある人が隣人に襲いかかり、いのちを奪ったのと同じである。

Deu 22:27 この男は野で彼女を見かけたのであり、婚約中の娘は叫んだが、救う者がいなかったのだから。

(1) 上記IV(町中での男女関係)と似ているが、これは姦淫ではなく強姦である。

- ①「ある男が野で婚約中の娘を見かけ」とある。
- ②彼女は被害者と見なされる。
- ③彼女には死刑に当たる罪過はない。
- ④ある人が隣人に襲いかかり、いのちを奪うのと同じである。
- ⑤彼女は叫んだが、救う者がいなかったのである。
- ⑥死刑になるのは、その男だけである。

VI. 処女と寝た男(28~29節)

1. 28~29節

Deu 22:28 ある男が、まだ婚約していない処女の娘を見かけ、彼女を捕らえて一緒に寝ているのを見つけられた場合、

Deu 22:29 娘と寝た男は娘の父に銀五十シケルを渡さなければならない。彼女はこの男の妻となる。彼女を辱めたのであるから、彼は一生この女を離縁することはできない。

(1) ある男が未婚の処女の娘を強姦した場合

- ①男は、娘の父に花嫁料として銀50シケルを渡す。
- ②彼女はこの男の妻となる。
- ③彼には、生涯にわたってこの女を離縁する権利がない。

VII. 父の妻との結婚(30節)

1. 30節

Deu 22:30 だれも、父の妻を妻にして自分の父の恥をさらしてはならない。

(1) 父が死んだ後で、父の妻と結婚する場合

- ①このケースは、近親相姦と見なされる。
- ②モーセの律法は、近親相姦を禁じている。
- ③レビ18:8

Lev 18:8 あなたの父の妻の裸をあらわにしてはならない。それは、あなたの父の裸をあらわにすることである。

結論

1. 神の目から見た結婚関係

(1) 結婚関係に関する律法が与えられている目的は、健全な家庭の維持である。

- (2) 神は、健全な家庭を土台として人類の生活を祝福しようとしておられる。
- (3) ユダヤ人は、家族関係を非常に大切にしている。
- (4) 悪魔は、あらゆる方法を用いて家族関係を破壊しようとしている。
- (5) 今回学んだ7つのケースは、すべて家族関係を破壊する罪である。

2. 現代のフェミニズム

(1) 代表的なフェミニスト

① 上野千鶴子 (社会学者、東京大学名誉教授)

*結婚制度の崩壊は、女性解放の必須条件である。

*自分のことは自分が選択する。

② 『非婚ですが、それが何か!?結婚リスク時代を生きる』

(ビジネス社 2015年)

③ 水無田気流 (みなした・きりう) 共著 (詩人、社会学者)

④ この本が韓国語に翻訳され、ベストセラーになった (2017年)。

(2) 韓国人作家・コラムニスト オセラビ

① 「韓国の若者に広がる『非婚主義』と『4N宣言』の行き着く先」

(JBpress 2021/6/14)

② 韓国の婚姻率は毎年、歴代最低記録を塗り替えている。

*2020年の婚姻件数は、21万4000件(10.7%減少)。

*20万件を下回るのは、時間の問題。

③ 出生率も歴代最低を記録した。

*2020年の出生児数は、27万5815人(5年前と比べて37%減少)

*今年か来年過ぎに20万人を下回る計算になる。

④ フェミニズムに接した女子生徒たちは、非婚主義こそが「家父長制の命脈を絶つ」切り札だと主張する。

(3) 時流を追うマスメディア

① 新聞、雑誌、テレビは、非婚主義を礼賛する。

② 今、家族制度が崩壊の危機に直面している。

③ 今、聖書的価値観に立つのか、時流を追うのか、二者択一を迫られている。